

諸外国の大統領(首相)の多選制限の状況(未定稿)

●直接公選

		選出方法	任期		多選制限の規定		
			根拠法規	根拠法規	根拠法規	根拠法規	
アメリカ	大統領	直接公選	憲法第2条第1節	4年	憲法第2条第1項	2期まで (任期のうち2年を超えて 大統領の職にあった場合 は一期とみなす。)	憲法修正第22 条第1節
フランス	大統領	直接公選	フランス共和国憲法第5条	5年	フランス共和国憲法第5条	—	—
	首相※1	大統領が任命	フランス共和国憲法第8条	なし	—	—	—
韓国	大統領	直接公選	大韓民国憲法67条	5年	大韓民国憲法70条	1期のみ	大韓民国憲法 第70条

●その他

		選出方法	任期		多選制限の規定		
			根拠法規	根拠法規	根拠法規	根拠法規	
カナダ	首相	議会で選出	1867年憲法第14条	なし	—	—	—
イギリス	首相	議会で選出	—	なし	—	—	—
ドイツ	首相	議会で選出	ボン基本法第63条	4年	ボン基本法第69条第2項	—	—
	大統領※2	連邦会議で選出	ボン基本法第54条第1項	5年	ボン基本法第54条第2項	連続しての 3選禁止	ボン基本法 第54条第2項
イタリア	首相	議会で選出	イタリア共和国憲法 第92条、第94条	なし	—	—	—
	大統領※3	合同会議で選出	イタリア共和国憲法 第83条	7年	イタリア共和国憲法 第85条	—	—

※1 フランスの首相は、大統領が任命し、共に行政権を有する半大統領制。

※2 ドイツの大統領は、連邦の国際法上の代表であり(基本法第59条第1項)、象徴的。連邦会議(連邦議会議員、及び州の議会が選挙した議員で構成)によって選出。

※3 イタリアの大統領は国の元首であり(共和国憲法第87条)、象徴的。合同会議(議会の両議院議員と各州代表)によって選出。